

(R6. 5. 10)

島根県土木総務課建設産業対策室 武田・花岡
TEL:0852-22-5388 FAX:0852-22-5782

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置対象業者及び指名停止措置期間

商号又は名称	代表者氏名	住 所	措置期間
(株) ワークス 知事-第7055号	寺戸 昭夫	島根県益田市久城町 1121-94	令和 6年5月11日から 令和 6年6月10日まで (1ヵ月)

2. 指名停止措置の範囲

島根県が発注する建設工事等について、指名停止とする。

3. 事実概要

(株) ワークスは、令和6年3月27日に開札された「令和6年度 石見空港 電気施設保守点検業務」を落札したが、同日入札の他業務と間違えて応札したため、契約を辞退したい旨申し出があった。(同日契約辞退届受理)

それにより、令和6年4月1日から着手予定の保守点検業務であったが、再入札する必要が生じ、業務に支障を来した。

4. 指名停止措置理由等

同社が契約辞退したことは、「建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱」別表第2第9号に該当する。

なお、指名停止措置期間は1ヵ月とする。

〈指名停止措置要綱 別表第2〉

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 9 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1ヵ月以上9ヵ月以内